

第89回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成24年8月7日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 木澤 純一委員 2番 佐々木 知俊委員 3番 佐藤 敏行委員 4番 尾坂 宣雄委員
5番 番原 邦彦委員 6番 森中 喜輝委員 7番 高西 史郎委員 8番 林原 成子委員
9番 遠藤 泰三委員 10番 伊塚 重己委員 11番 大縄 敬次委員 12番 足立 寛隆委員
13番 吉澤 一誠委員 14番 小林 秀美委員 16番 松原 幹人委員 17番 石橋 明広委員

欠席委員 15番 仲田祐康委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第18号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第19号 米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について

6 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (石橋委員)

現地調査に引き続き、第89回農地部会を開きます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。早いもので農地委員になって2期目になりますが、こういう高い席に座らせてもらいまして、一所懸命やりますのでご協力のほど宜しくお願いたします。また皆様方に意見を言っていただきまして、皆様方のお知恵を拝借しながら運営していきたいと思っておりますので、宜しくお願いたします。

まず、最初に、日程3の議席の決定ですが、米子市農業委員会農地部会会議規則第7条の規定により議席の決定を求めます。議席の決定は、先ほどの抽選のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議なしと認めます。それでは、議席の番号と氏名を事務局に報告させます。

事務局（大許事務局長補佐）

そういたしますと報告いたします。

議席番号1番、木澤委員、議席番号2番、佐々木委員、議席番号3番、佐藤委員、議席番号4番、尾坂宣雄委員、議席番号5番、番原委員、議席番号6番、森中委員、議席番号7番、高西委員、議席番号8番、林原委員、議席番号9番、遠藤委員、議席番号10番、伊塚委員、議席番号11番、大縄委員、議席番号12番、足立委員、議席番号13番、吉澤委員、議席番号14番、小林委員、議席番号15番、仲田 祐康委員、議席番号16番、松原委員、議席番号17番、石橋委員、以上でございます。

議長（石橋委員）

それでは議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

それでは、異議なしと認めまして、議席番号1番の木澤委員と議席番号2番の佐々木委員をお願いいたします。

また本日の欠席は、仲田祐康委員です。

それでは審議に入ります。初めに5ページの議案第16号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ番号14の泉について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号14の泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は105aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（尾坂委員）

譲受人が自作地の隣接農地 360 m²を、売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

7 番（高西委員）

ちょっと聞いてみるが、登記地目、これは原野になっているが。

事務局（大許事務局長補佐）

登記地目が原野、現況は畑ということです。

登記地目が

農地以外であっても、現況が農地であれば、農地法の制約を受けることになります。

7 番（高西委員）

そうゆう場合に、地権者にどういうふうに言ってるのか。原野は原野、畑地は畑に 農地地目を出来るだけすみやかにして
くださいという指導はしているのか

事務局（田村局長）

指導はしておりません。

7 番（高西委員）

この前の淀江の亀甲みたいに税金が高くていけんけん、梅の木かなにかを植えて、とりあえず様子を見るなんて、姑息なことをする人も出てくる。税金はかけるけど、地目の指導はしないというのはおかしい。

事務局（大許事務局長補佐）

これは、課税上では畑で課税されています。

7 番（高西委員）

そういうことを言ってるんじゃない。

米子市は農地であっても、そこに資材やものを置いとれば、雑種地だっていって税金が高い。税金を高くとる一方で、地目の指導をすればいい。市民の方もわからないと思う。そういうことをきちんと指導をしてください。

事務局（田村事務局長）

そのあたり、調べて回答させてください。

議長（石橋委員）

次に、番号15の葭津についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

それでは番号15、葭津について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号15の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、妹（アメリカ在住）の農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は66aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（木澤委員）

続きまして、地元委員さんに調査をお願いしております。何か報告がございますか。

17番（石橋委員）

譲受人が、農地1,466㎡を贈与により取得しようとするものです。現在アメリカ在住で、今後帰国が難しく、管理ができなくなった譲渡人（妹）の希望により、贈与するものです。

許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしく申し上げます。

議長（木澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (木澤委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議 長 交 代 ・ ・ 木澤部会長職務代理から石橋部会長へ)

議長 (石橋委員)

続きまして番号16号、日下について事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号16の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は109aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 (石橋委員)

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

4番 (尾坂委員)

譲受人が、自作地の隣接農地442㎡を売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長 (石橋委員)

今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして7ページの議案17号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

始めに番号20の奈喜良についてですが、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

3番（佐藤委員）

20番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、奈喜良にある田で、面積は100㎡です。申請者は、長男が帰郷し、米子で働くこととなり、同居することになったが、現在の駐車スペースでは手狭なため、長男の車と来客用の計3台の駐車場を確保するため農地転用を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今番号20について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議はないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号21の夜見町について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

1番（木澤委員）

21番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の田で、面積は480㎡です。申請者は、申請地の道を挟んで、反対側の実家に両親と同居していますが、この4月に3人目の子供も生まれ、実家が手狭になり、また親の老後の面倒を見る必要もあるため、実家の近くである申請地に住宅を建築しようと計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用について

は、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今番号21について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませぬか。

（異議なしの声あり）

7番（高西委員）

現場を見たときは、元々の地目がわからないので、畑かなと思っていたし、隣の敷地より低かったから、隣の土地は転用か何かが出て、埋め立てでもされたのかなと思っていた。事務局に聞いたところ、申請が出ているところは水田で、隣は畑で除草剤をまかれたということだったんですが、せつかく現場へ行くわけですから、わかるように、事務局で調べたことを、現地で説明して教えてほしいとお願ひしときます。

1番（木澤委員）

隣の畑も今回買われるところも同じ人のものですから。

7番（高西委員）

所有者は一緒か。

1番（木澤委員）

はい。本人の了解を得て買っています。と、思ひます。

7番（高西委員）

思ひます、じゃなくて。想像で審議したっていけん、そういうことは、よく調べて、現地調査の時に説明しないと。

1番（木澤委員）

はい。ただ今回は心配ないと思ひます、ということですね。

議長（石橋委員）

高西委員さんのご指摘は、委員さんのなかでちゃんと説明ができるような状態にしてくれ、ということですので。それで納得いただけましたでしょうか。

6 番（森中委員）

いいかな。

議長（石橋委員）

はい、どうぞ。

6 番（森中委員）

これは、隣接地の同意は必要としないが、建築の都市計画で、宅地申請するときには隣接地の同意は必要とするよな。そうなら、申請するときには農業委員会でも同意をとった方が審議しやすいんじゃないか。

事務局（道下主幹）

はい、開発の方の43条については見込がありますという添付書類はいただいています。

6 番（森中委員）

43条はわかった。43条とは別に宅地申請のときに同意は必要としないのか。農地の場合は必要とするでしょう。

事務局（道下主幹）

はい。5条の時は必要です。

6 番（森中委員）

必要とするでしょう、そうだったらこういう時に同意を貰うっていうことにならないものか。

事務局（道下主幹）

はい。それは他人さんのものであれば同意をとってください、というお願いをして、同意をいただくようにしています。

6 番（森中委員）

で、今回はないのか。

事務局（道下主幹）

はい。今回は同じ所有者さんですので。

7 番（高西委員）

今回、申請したところと隣接地は所有者が同じということか。

事務局（道下主幹）

そういうことです。

7 番（高西委員）

だから、そういうことを現場で説明しなさいと言っている。必要なら地元委員にもこういうことを説明してくださいって教えてあげるようにしないと。

事務局（道下主幹）

はい。

議長（石橋委員）

ほかにご異議ございませんか

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、番号22の淀江町佐陀について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

7 番（高西委員）

22番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀にある畑で、面積は801㎡です。申請者は、父が申請地で営農していますが、高齢のためこれまでどおり経営できないため、家賃収入を得て生活を安定させるため、共同住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

今、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第18号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

10ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が14件、担い手育成機構からの転貸2件、所有権移転が2件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

事務局 (大許事務局長補佐)

すみません、退席の前に18号議案訂正資料を見ていただきたいと思います。

議案を作成後、8月3日に利用権設定の申請の取り下げがありましたので議案より削除お願いします。

12ページの8-2、13ページの8-6と8-7です。そして、この3件を削除することによって総括表の数字が変わります。

1年未満の畑の件数、合計がゼロになります。次に関係戸数の貸人の畑が2件、合計が14件。借人の畑が2件、合計が8件。合計の件数の畑が2件、合計が27件。面積の畑が4,439、合計が47,507になります。訂正よろしくお願いします。

7番 (高西委員)

どんな理由で取り下げになったわけ。

事務局 (大許事務局長補佐)

取り下げの理由ですが、これは担い手育成機構が彦名干拓地で所有している土地を貸すという案件でしたが、鳥取県がその土地を買い上げて、8月1日付で鳥取県へ所有権移転をしましたので、今度は鳥取県が貸すこととなります、県でまだ賃料が協議されておらず利用権を出すことができないため取り下げになりました。

7 番（高西委員）

今後、また出る可能性があるのか。

事務局（大許事務局長補佐）

はい。また出てきます。

7 番（高西委員）

そういうことをちゃんと説明してください。

事務局（田村局長）

はい。申し訳ありません。

（木澤委員退席）

議長（石橋委員）

そういたしますと、12ページ、番号8-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号8-1は借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、416aとなっております。番号8-2は取り下げ。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号8-1の説明がありましたが、ご意見、質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号8-1の審議を終了しましたので、木澤委員の着席を求めます。

（木澤委員着席）

議長（石橋委員）

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号8-3から番号8-17までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 8-3 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、70 a となっております。

番号 8-4 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、1,131 a となっております。

番号 8-5 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、164 a となっております。

番号 8-8 から番号 8-15 までは、再設定でございます。番号 8-6、番号 8-7 は取り下げ。

番号 8-16 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、3,671 a となっております。

番号 8-17 は、借り手の規模拡大に伴う設定となっており、借り手の経営面積は、1,131a となっております。なお、この案件は、農地保有合理化事業により（財）鳥取県農業農村担い手育成機構が土地所有者から所有権移転を受けた土地を、借り手に 2 年間貸し付けるものです。この後、借り手は（財）鳥取県農業農村担い手育成機構から所有権移転を受ける予定です。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 8-3 から番号 8-17 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

4 番（尾坂委員）

番号 8-4 と番号 8-17、同じ住所だが。

事務局（大許事務局長補佐）

子供さんと親です。

7 番（高西委員）

子供さんは農業を専業でやっているか。

事務局（大許事務局長補佐）

そうです。息子さんも専業です。

議長（石橋委員）

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして17ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

19ページ、転貸に係る利用権設定各筆明細ですが、番号8-1は、農地保有合理化事業により、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構が借り受けて中間保有している農地で、アグリスタート研修の期間中に研修生が耕作していた農地です。その農地を、研修が終了したので研修生に貸し付けるものです。設定後の経営面積は、15aとなっております。

番号8-2は、農地保有合理化事業により、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構が中間保有している農地を、株式会社ローソンファーム鳥取(農業生産法人)に転貸する案件です。経営面積は592aとなっております。以上です。

議長 (石橋委員)

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

次に20ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

番号8-1、番号8-2について事務局から説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

所有権移転について説明いたします。

番号8-1は、譲渡し人の要望により、農地を取得しようとする案件で、経営面積は、4,311aでございます。

番号8-2は、先ほどの利用権、番号8-17でご審議いただきました土地で、(財)鳥取県農業農村担い手機構が土地所有者から

所有権移転を受ける案件でございます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

次に22ページ、議案第19号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について、別紙農用地利用集積計画（訂正案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

23ページについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

7月の農地部会で決定した、米子市農用地利用集積計画の中に誤りがありましたので修正するものです。

内容といたしましては、農用地利用集積計画の中の番号7-7の中の賃借料を「8,000円」から「7,169円」に訂正するものです。

これは、1,116㎡全体で8,000円であったため、10aあたりに換算したものです。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

訂正案について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

24ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号5から番号6までの2件を受理しています。

続きまして、25ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号14から番号18までの5件を受理しています。

続きまして、27ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号4から番号5の2件を受理しています。

続きまして、28ページ、(4)非農地現況証明について、番号9から番号10までの2件を証明しています。

続きまして、29ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、29ページから30ページのとおり2件、鳥取地方法務局米子支局ほかに回答しております。

続きまして、31ページ(5)農地転用現況確認所の交付について番号32から番号44の13件を交付しております。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がございました。これについてなにかご意見ご質問ございませんか。

議長(石橋委員)

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局

(事務報告)

議長(石橋委員)

他にございませんか。ないようでしたらこれもちまして第89回農地部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時55分